

役員等報酬規程

社会福祉法人 南生会

社会福祉法人南生会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南生会（以下「当法人」という。）定款第8条および第10条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は別表第1の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円